

スーパーバイザー規定

1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款第2章第5条及び第3章第6条に基づき、スーパーバイザーを認定するためにこれを定める。

2. 任務

スーパーバイザーは、連盟が開催するすべての行事を担当する。

- (1)すべてのブレードテスト検定員及び事前講習会講師
- (2)すべてのインストラクター検定会検定員及び集合講習講師
- (3)すべてのイグザミネーター認定会講師
- (4)インストラクターズクリニック講師
- (5)大会審査員
- (6)インラインスキーデモンストレーター選考会選考委員
- (7)各種講習会講師

3. 資格認定候補者選定

次の各項に該当する者は、理事会の議決によりスーパーバイザーとして認定されることができる。

- イ. SAJナショナルデモンストレーター、SAJデモンストレーター、SIAデモンストレーター及び前述の経験者
- ロ. 全日本インラインスキー連盟認定インラインスキーデモンストレーターを、3期以上経験した者で、理事会で承認された者
- ハ. 会長が推薦し、理事会で承認された者
- ニ. 前各項のほか特に理事会において資格を与える必要があると認めた者

4. 認定条件

連盟が定めるインストラクターズクリニック(スーパーバイザーミーティング)に参加していること。

5. 認定手続

被推薦者の資格を有する登録希望者は、次の各項の書類を会長宛に提出し、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 自筆による推薦認定願い及び理事2名以上の推薦者の自筆による推薦状
- (2) 自筆による会員登録申込書
- (3) 自筆による履歴書及びスキーとインラインスキー歴
- (4) 資格を証明する書類のコピー
- (5) 証明書用写真1枚(2.5cm×3cm)

6. 資格認定料

所定の手続きを終了した者は、入会金と登録が決定される日の属する年度の年会費を添え、連盟に納付しなければならない。

- (1) 入会金・年会費
○3000円
- (2) 資格認定料
○無料

7. 認定の決定

前各項の要件を満たした者は理事会の議決を経て、会長が認定する。

8. 外国籍者

外国籍を有する者は、別途理事会で審査する。

9. 任期と義務

- (1) 取得した資格は永久資格とする。資格任期は、取得した年度を入れて3年とする。
- (2) 3年以内にスーパーバイザーミーティング及びそれに準ずるクリニックに参加することにより資格任期を継続することができる。
- (3) スーパーバイザーミーティング及びそれに準ずるクリニックの参加義務を履行できない場合、または、年会費を滞納すると資格が停止される。

- (4) 資格停止の解除は、スーパーバイザーミーティング及びそれに準ずるクリニック不参加の場合はそれに参加することにより、会費未納の場合は、入会金及び年会費を支払うことにより行うことができる。
- (5) 連盟の行事に積極的に協力することが不可能となったときに、自らがこの資格を返還する。

10. 認定の取消し

教育部が不適格と認めた者は、理事会の議決を経て、認定を取消することができる。